

補償基礎額算定書

秋田県市町村総合事務組合 管理者 様

令和 年 月 日

構成団团长

次の職員に係る補償基礎額の算定内訳は次のとおりです。

認定番号	認定第 ー 号
氏名	
補償の区分	<input type="checkbox"/> A 年金たる補償以外の補償 <input type="checkbox"/> B 年金たる補償及び療養開始後1年6月経過後の休業補償

報酬区分 (該当区分に○印を記入)		条例第4条第1項の規定による算定 (報酬の定め方に応じて算定し、円位未満の端数は切り上げること。)	
年 額	報酬額	÷ 365	= 0 円
月 額	報酬額	÷ 30	= 0 円
日 額	報酬額 円		
時間額	報酬額	× 勤務時間 (単位: 時間)	= 0 円

算定結果	0 円 ①
------	-------

①との比較 (補償の区分に応じて比較)		
補償の区分	A の場合	B の場合
比較する額	最低保障額 3,940 円 ②	4月1日現在における年齢 歳
		最低限度額 4,941 円 ③
		最高限度額 12,957 円 ④
補償基礎額	①又は②のうち大きい額を記載 0 円	次の額を記載 { ③<①<④の場合は① ①<③の場合は③ ①>④の場合は④ } 0 円